

○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(定義) 第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 対象有価証券カバードワラント 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で対象有価証券（法第二十七条の二十三第二項に規定する対象有価証券をいう。以下この条において同じ。）に係るオプション（法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。以下同じ。）（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る対象有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）を表示するものをいう。 二 「略」 三 株券預託証券 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株	(定義) 第一条 「同上」 一 対象有価証券カバードワラント 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で対象有価証券（法第二十七条の二十三第二項に規定する対象有価証券をいう。以下この条において同じ。）に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る対象有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）を表示するものをいう。 二 「同上」 三 株券預託証券 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株

券、外国の者が発行者である証券若しくは証書で株券の性質を有するもの又は投資証券等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条の四第一号に規定する投資証券等をいう。以下同じ。）に係る権利を表示するものをいう。

四 「略」

五 対象有価証券信託受益証券 有価証券信託受益証券（令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。）で、受託有価証券（同号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）が対象有価証券であるものをいう。

六 株券信託受益証券 有価証券信託受益証券で、株券、外国の者が発行者である証券若しくは証書で株券の性質を有するもの又は投資証券等が受託有価証券であるものをいう。

七 「略」

八 対象有価証券償還社債 社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社以外の会社（外国会社を含む。以下同じ。）が発行した対象有価証券により償還されるもの（当該社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し当該対象有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。）をいう。

（大量保有報告書を提出する必要がない場合）

券に係る権利を表示するものをいう。

四 「同上」

五 対象有価証券信託受益証券 有価証券信託受益証券（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二条の三第三号に掲げる有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。）で、受託有価証券（同号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）が対象有価証券であるものをいう。

六 株券信託受益証券 有価証券信託受益証券で、株券が受託有価証券であるものをいう。

七 「同上」

八 対象有価証券償還社債 社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社以外の会社が発行した対象有価証券により償還されるもの（当該社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し当該対象有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。）をいう。

（大量保有報告書を提出する必要がない場合）

第三条 法第二十七条の二十三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 第五条第一項第二号に掲げる株式に係る株券の取得と引換えに交付される株券等の数が将来の一定の時期の市場価額その他の指標に基づき決定される場合において、当該市場価額その他の指標の変動のみによって保有株券等の総数が増加するとき。

三 新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券に係る新株予約権の目的である株式又は新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。第五条第三項第六号及び第九条第三号において同じ。）に係る新投資口予約権（同法第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下同じ。）の目的である投資口（同条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。第五条第三項第六号において同じ。）の社員の地位を含む。以下同じ。）の発行価格の調整のみによって保有株券等の総数が増加する場合

（デリバティブ取引の原資産である株券等の数の計算方法）

第三条の三 法第二十七条の二十三第三項に規定する内閣府令で定める計算方法は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める計算方法とする。

第三条 「同上」

一 「同上」

「号を加える。」

二 新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券に係る新株予約権の目的である株式又は新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。第五条第一項第六号及び第九条第二号において同じ。）に係る新投資口予約権（同法第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下同じ。）の目的である投資口（同条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。第五条第一項第六号において同じ。）の社員の地位を含む。以下同じ。）の発行価格の調整のみによって保有株券等の総数が増加する場合

（権限を有することを知った有価証券）

第三条の三 法第二十七条の二十三第三項に規定する内閣府令で定める有価証券は、株券預託証券及び株券信託受益証券とする。

一〓 株券等に係る法第二十一条第二号に掲げる取引又はこれ

に類似する外国市場デリバティブ取引（同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。

）のうち、現実数値（同号に規定する現実数値をいう。以下この条において同じ。）が約定数値（同号に規定する約定数値をいい、外国市場デリバティブ取引にあつては、これに相当するものをいう。以下この条において同じ。）を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引 約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値又はこれに類似する値による方法

二〓 株券等に係る法第二十一条第二号に掲げる取引（これに準ずる取引で金融商品取引所（同条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下この号、次条第六号及び第二十一条において同じ。）の定めるものを含む。以下この号において同じ。）に係る法第二十一条第三号に掲げる取引又はこれに類似する外国市場デリバティブ取引のうち、オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの若しくはこれに準ずるもので金融商品取引所の定めるもの又はこれらに類似するものに限る。）を取得する立場の当事者となる取引 約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値又はこれに類似する値による方法

「号を加える。」

「号を加える。」

三 株券等に係る法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（株券等

「号を加える。」

に係る金融商品（同条第二十四項に規定する金融商品をいい、同項第三号及び第三号の三に掲げるものを除く。以下この号及び次号において同じ。）の利率等（同条第二十一項第四号に規定する利率等をいう。以下この条において同じ。）又は金融指標（同号に規定する金融指標をいう。以下この条において同じ。）の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（これらの金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に限る。次号において同じ。）に係るもののうち当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引又はこれに類似する外国市場デリバティブ取引 当該取引における変化率の算出に係る約定期間の開始時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標と当該約定期間の終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値（当該金融商品を授受することを約している場合にあつては、当該算出される値から当該授受をする金融商品の数を控除した値）又はこれに類似する値による方法

四 株券等に係る法第二条第二十一項第四号に掲げる取引に係る同

「号を加える。」

項第三号に掲げる取引又はこれに類似する外国市場デリバティブ取引のうち、オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第四号に掲げる取引におい

て株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)を取得する立場の当事者となる取引 当該取引における変化率の算出に係る約定期間の開始時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標と当該約定期間の終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値(当該金融商品を受受することを約している場合にあつては、当該算出される値から当該授受をする金融商品の数を控除した値)又はこれに類似する値による方法

五|| 株券等に係る法第二条第二十二項第二号に掲げる取引のうち、現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引又はこれに類似する取引 約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値又はこれに類似する値による方法

六|| 株券等に係る法第二条第二十二項第二号に掲げる取引に係る同項第三号に掲げる取引のうち、オプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第二号に掲げる取引において現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)を取得する立場の当事者となる取引 約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値又はこれに類似する値による方法

「号を加える。」

「号を加える。」

七|| 株券等に係る法第二条第二十二項第四号に掲げる取引のうち、

オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る取引において現に当該行使をした時期における現実の当該株券等の価格が当該行使をした場合の株券等の価格としてあらかじめ約定する数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）を取得する立場の当事者となる取引 当該あらかじめ約定する数値と現実の当該株券等の価格との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値又はこれに類似する値による方法

八|| 株券等に係る法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（株券等に係る金融商品（同条第二十四項に規定する金融商品をいい、同項第三号、第三号の三及び第五号に掲げるものを除く。以下この号及び次号において同じ。）の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（これらの金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に限る。次号において同じ。）に係るもの又はこれに類似するもののうち、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引又はこれに類似する取引 当該取引における変化率の算出に係る約定期間の開始時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標と当該約定期間の終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出され

「号を加える。」

「号を加える。」

る値（当該金融商品を授受することを約している場合にあつては、当該算出される値から当該授受をする金融商品の数を控除した値）又はこれに類似する値による方法

九|| 株券等に係る法第二条第二十二項第五号に掲げる取引又はこれに類似するものに係る同項第三号に掲げる取引のうち、オプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る同項第五号に掲げる取引において株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）を取得する立場の当事者となる取引 当該取引における変化率の算出に係る約定期間の開始時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標と当該約定期間の終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出される値（当該金融商品を授受することを約している場合にあつては、当該算出される値から当該授受をする金融商品の数を控除した値）又はこれに類似する値による方法

十|| 前各号に掲げる取引以外のデリバティブ取引（法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。） 零とする方法

の（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）

第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする

「号を加える。」

「号を加える。」

の（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）

第四条 「同上」

一 信託業（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第一項に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む者が信託財産として保有する株券等（その者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）

二 有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。第五条の二の二第一号において同じ。）を行う者が引受け又は売出しを行う業務により保有する株券等（引受けの場合（法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合を除く。）にあつては当該株券等の払込期日の翌日以後、同号に掲げるものを行う場合にあつては次のイ及びロに掲げる株券等の区分に応じ当該イ及びロに定める日以後、売出しの場合にあつては当該株券等の受渡期日の翌日以後保有するものを除く。）

〔イ・ロ 略〕

〔三〇五 略〕

六 金融商品取引所で行われる銘柄の異なる複数の株券の集合体を対象とする先物取引を行ったことにより保有する株券（令第十四条の六第二項に規定する目的で保有するものを除く。）

〔七〇九 略〕

十 会社の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれ

一 信託業を営む者が信託財産として保有する株券等（その者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）

二 有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。第十一条第一号において同じ。）を行う者が引受け又は売出しを行う業務により保有する株券等（引受けの場合（法第二条第六項第三号に掲げるものを行う場合を除く。）にあつては当該株券等の払込期日の翌日以後、同号に掲げるものを行う場合にあつては次のイ及びロに掲げる株券等の区分に応じ当該イ及びロに定める日以後、売出しの場合にあつては当該株券等の受渡期日の翌日以後保有するものを除く。）

〔イ・ロ 同上〕

〔三〇五 同上〕

六 金融商品取引所（法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第二十一条において同じ。）で行われる銘柄の異なる複数の株券の集合体を対象とする先物取引を行ったことにより保有する株券（当該先物取引の売買取引最終日の翌日以後保有するものを除く。）

〔七〇九 同上〕

十 会社の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれ

らに類する役職にある者をいう。以下この号及び第五条の三第二号において同じ。）又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないものに限り。）をした場合（当該会社が会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百六十六条第一項（同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買い付けていた株券以外の株券等を買付けしたときは、法第三十四条に規定する金融商品取引業者等に委託して行った場合に限り。）において当該取得をした株券等を信託された者が保有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限り。）

十一 外国において、当該外国の法令に準拠して、他人の社債等（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下この条及び第十六条第四号において「社債等振替法」という。）第二条第一項に規定する社債等をいう。以下この号において同じ。）又は社債等に類する権利の管理を行うことを業とする者（以下この号において「外国社債等管理業者」という。）の直近上位機関（同条第六項に規定する直近上位機関をいう。）が備える振替口座簿の当該外国社債等管理業者の口座（顧客口座（社債等振替法第六十八条第二項第二号（社債等振替法第二百二十七条において準用する場合を含む。））、第二百二十七条の四第二項第二号

らに類する役職にある者をいう。以下この号において同じ。）又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないものに限り。）をした場合（当該会社が会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百六十六条第一項（同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けしたときは、法第三十四条に規定する金融商品取引業者等に委託して行った場合に限り。）において当該取得をした株券等を信託された者が保有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限り。）

十一 外国において、当該外国の法令に準拠して、他人の社債等（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下この条において「社債等振替法」という。）第二条第一項に規定する社債等をいう。以下この号において同じ。）又は社債等に類する権利の管理を行うことを業とする者（以下この号において「外国社債等管理業者」という。）の直近上位機関（同条第六項に規定する直近上位機関をいう。）が備える振替口座簿の当該外国社債等管理業者の口座（顧客口座（社債等振替法第六十八条第二項第二号（社債等振替法第二百二十七条において準用する場合を含む。））、第二百二十七条の四第二項第二号、第二百二十九条第二

、第二百二十九条第二項第二号（社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第六百六十五条第二項第二号（社債等振替法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第二百九十四条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。）を除く。）に記載され、又は記録されている株券等であつて、当該外国社債等管理業者が顧客からの委託により管理を行うもの（当該外国社債等管理業者が当該株券等について法第二十七條の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）

（株券等の数）

第五条 法第二十七條の二十三第四項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した株式の数は、次の各号に掲げる株式の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 株式（次号に掲げるものを除く。） 当該株式の数

項第二号（社債等振替法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）、第六百六十五条第二項第二号（社債等振替法第二百四十七条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第二百九十四条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。）を除く。）に記載され、又は記録されている株券等であつて、当該外国社債等管理業者が顧客からの委託により管理を行うもの（当該外国社債等管理業者が当該株券等について法第二十七條の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）

（新株予約権証券等の換算）

第五条 法第二十七條の二十三第四項に規定する内閣府令で定めるところは、次に掲げる数とする。

- 一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当するときは、零とする。
- イ 株券等の保有者が会社法第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てにより取得したものであること。
- ロ 当該新株予約権証券の発行の日から会社法第二百三十六條第一項第四号に掲げる期間（同法第二百七十九條第三項の規定により延長されたものとみなされる期間を含む。）の末日までの期間が二月を超えないこと。
- ハ その募集に際し、当該新株予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者（法第二條第九項に規定する金融商

二 発行者がその発行する全部若しくは一部の株式の内容として株

主が当該発行者に対して当該株式の取得を請求することができる旨又は発行者がその発行する全部若しくは一部の株式の内容として当該発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該株式を取得することができる旨の定めを設けている場合における当該株式（当該株式に係る株券の取得と引換えに交付される株券等に係る議決権の数（株券については株式に係る議決権の数を、その他のものについては第三項各号に規定する株式又は投資口に係る議決権の数をいう。以下この号において同じ。）が当該株式に係る議決権の数よりも大きいものに限る。） 当該交付される株券等に係る議決権の数が最も多い株券等の数

「号を削る。」

「号を削る。」

品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいう。第六号ハにおいて同じ。）が発行された当該新株予約権証券の全て（当該新株予約権証券に係る新株予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

二 新株予約権付社債券については、当該新株予約権付社債券に付

与されている新株予約権の目的である株式の数

三 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数

四 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

五 投資証券等（令第一条の四第一号に規定する投資証券等をいう。以下同じ。）については、投資口の数

六 新投資口予約権証券等（令第一条の四第二号に規定する新投資口予約権証券等をいう。以下同じ。）については、新投資口予約権等（新投資口予約権及び外国投資法人に対する権利で新投資口予約権の性質を有する権利をいう。以下この項において同じ。）の目的である投資口の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当する新投資口予約権証券については、零とする。

イ 株券等の保有者が投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得したものであること。

ロ 当該新投資口予約権証券の発行の日から投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第三号に掲げる期間（同法第八十条の十五第三項の規定により延長されたものとみなされる期間を含む。）の末日までの期間が二月を超えないこと。

ハ その募集に際し、当該新投資口予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新投資口予約権証券の全て（当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

七 対象有価証券カバードワラントについては、次に掲げる当該対

-
- 象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションに係る対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数
- イ 株券 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる株式の数
- ロ 新株予約権証券 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数
- ハ 新株予約権付社債券 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数
- ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示される株式の数
- ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数
- ヘ 投資証券等 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる投資口の数
- ト 新投資口予約権証券等 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数
-

「号を削る。」

「号を削る。」

八〃 対象有価証券預託証券については、次に掲げる当該対象有価証券

券預託証券において表示される権利に係る対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 株券 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である株式の数

ロ 新株予約権証券 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ 新株予約権付社債券 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である株式の数

ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

ヘ 投資証券等 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である投資口の数

ト 新投資口予約権証券等 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

九〃 対象有価証券信託受益証券については、次に掲げる当該対象有

「号を削る。」

価証券信託受益証券の受託有価証券である対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 株券 当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である株式の数

ロ 新株予約権証券 当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ 新株予約権付社債券 当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である株式の数

ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数

ヘ 投資証券等 当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口の数

ト 新投資口予約権証券等 当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

十一 対象有価証券償還社債については、次に掲げる償還を受ける対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

2|| 前項第二号の規定により特定の日における株式の数を計算する場合において、交付される株券等の数が将来の一定の時期の市場価額その他の指標に基づき決定される場合における当該交付される株券等の数は、当該特定の日に交付されたものとみなして計算した数とする。

3|| 法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。

- 一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当するときは、零とする。
- イ 株券等の保有者が会社法第二百七十七条に規定する新株予約

イ 株券 当該償還を受ける株式の数

ロ 新株予約権証券 当該償還を受ける新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ 新株予約権付社債券 当該償還を受ける新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 償還を受ける株式の数

ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

ヘ 投資証券等 当該償還を受ける投資口の数

ト 新投資口予約権証券等 当該償還を受ける新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

「項を加える。」

「項を加える。」

権無償割当てにより取得したものであること。

ロ 当該新株予約権証券の発行の日から会社法第二百三十六条第一項第四号に掲げる期間（同法第二百七十九条第三項の規定により延長されたものとみなされる期間を含む。）の末日までの期間が二月を超えないこと。

ハ その募集に際し、当該新株予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいう。第六号ハにおいて同じ。）が発行された当該新株予約権証券の全て（当該新株予約権証券に係る新株予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

二 新株予約権付社債券については、当該新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

三 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数

四 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

五 投資証券等については、投資口の数

六 新投資口予約権証券等（令第一条の四第二号に規定する新投資

口 予約権証券等をいう。以下同じ。）については、新投資口予約権等（新投資口予約権及び外国投資法人に対する権利で新投資口予約権の性質を有する権利をいう。以下この項において同じ。）の目的である投資口の数。ただし、次に掲げる要件の全てに該当する新投資口予約権証券については、零とする。

イ 株券等の保有者が投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得したものであること。

ロ 当該新投資口予約権証券の発行の日から投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の二第三号に掲げる期間（同法第八十八条の十五第三項の規定により延長されたものとみなされる期間を含む。）の末日までの期間が二月を超えないこと。

ハ その募集に際し、当該新投資口予約権証券の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新投資口予約権証券の全て（当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権が行使されたものを除く。）を取得して自己又は第三者が当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されていること。

七 対象有価証券カバードワラントについては、次に掲げる当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションに係る対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 株券 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示され

るオプションにより取得することができる株式の数

ロ 新株予約権証券 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ 新株予約権付社債券 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示される株式の数

ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

ヘ 投資証券等 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる投資口の数

ト 新投資口予約権証券等 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

八 対象有価証券預託証券については、次に掲げる当該対象有価証券預託証券において表示される権利に係る対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

-
- イ 株券 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である株式の数
- ロ 新株予約権証券 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数
- ハ 新株予約権付社債券 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数
- ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である株式の数
- ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数
- ヘ 投資証券等 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である投資口の数
- ト 新投資口予約権証券等 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数
- 九 対象有価証券信託受益証券については、次に掲げる当該対象有価証券信託受益証券の受託有価証券である対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数
- イ 株券 当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の
-

内容である株式の数

ロ 新株予約権証券 当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ 新株予約権付社債券 当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数

ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である株式の数

ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数

ヘ 投資証券等 当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口の数

ト 新投資口予約権証券等 当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数

十 対象有価証券償還社債については、次に掲げる償還を受ける対象有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 株券 当該償還を受ける株式の数

ロ 新株予約権証券 当該償還を受ける新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数

ハ 新株予約権付社債券 当該償還を受ける新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数 ニ 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するもの 償還を受ける株式の数 ホ 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数 ヘ 投資証券等 当該償還を受ける投資口の数 ト 新投資口予約権証券等 当該償還を受ける新投資口予約権証券等の新投資口予約権等の目的である投資口の数 4 第一項及び第二項の規定は、前項各号に掲げる数について準用する。	「項を加える。」
5 「略」 (株券等保有割合に加算しない有価証券) 第五条の二 法第二十七条の二十三第四項に規定する株券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。 一 株券(前条第一項第二号に掲げる株式に係る株券のうち、同号に定める数が当該株式の数を超える部分に係るものを除く。) 「二・三 略」 四 株券預託証券(株券に係る権利を表示するものにあつては、第一号に掲げる株券に係る権利を表示するものに限る。)	2 「同上」 (株券等保有割合に加算しない有価証券) 第五条の二 「同上」 一 株券 「二・三 同上」 四 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券、投資証券等又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものに係る権利を表示するもの

五 株券信託受益証券（受託有価証券が株券であるものにあつては、第一号に掲げる株券を受託有価証券とするものに限る。）

六 共同保有者（令第十四条の七の二第一項第一号に規定する共同保有者をいう。以下同じ。）の保有する株券等（前各号に掲げるものを除く。）であつて、保有者及び共同保有者の間で令第十四条の六の二各号に掲げる権利が存在するもの

（共同保有者から除外される金融商品取引業者等の者）

第五條の二の二 法第二十七条の二十三第五項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するもの）に限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。次号及び第十一条第二号において同じ。）を行う者又は投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち法第二十八条第十二号及び第十四号に掲げる行為を行う業務に限る。次号及び第十一条第二号において同じ。）を行う者に限る。同条第一号において同じ。）、銀行、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。第十一条第一号において同じ。）、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫

五 有価証券信託受益証券で受託有価証券が株券、投資証券等又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの

「号を加える。」

「条を加える。」

二 外国の法令に準拠して外国において第一種金融商品取引業、投資運用業、銀行業、信託業又は保険事業を営む者であつて前号に掲げる者以外の者

(特別の関係)

第五条の三 令第十四条の七第一項第三号に規定する内閣府令で定める関係は、次に掲げる関係とする。

一 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する子会社（組合に限る。）と同項に規定する親会社との関係

二 会社と当該会社の代表者等（当該会社を代表する役員及び当該会社による株券等の取得、処分又は管理に係る業務を執行する役員をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該会社に対しこれらの役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次号において同じ。）との関係

三 会社の代表者等が他の会社の代表者等である場合における当該会社と当該他の会社との関係

四 株券等を取得するための資金を供与した者と当該資金の供与を受けた者との関係（当該資金を供与した者が、当該資金の供与を受けた者に対し、当該資金を充ててその保有する株券等の発行者が発行する株券等を取得することの要請（次に掲げるものを除く

(特別の関係)

第五条の三 令第十四条の七第一項第四号に規定する内閣府令で定める関係は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する子会社（組合に限る。）と同項に規定する親会社の関係とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

。）をした場合に限る。）

イ 法第二十七条の二十三第三項第二号に規定する権限に基づく
指図

ロ 金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。ロ及びホにおいて同じ。）を行う者に限る。）をいう。）、特例業務届出者（法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者をいう。）又は海外投資家等特例業務届出者（法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者をいう。）に対して投資運用業として当該株券等の取得を行うことを要請するもの

ハ 令第一条の八の六第一項各号に掲げる行為として当該株券等の取得を行うことを要請するもの

ニ 信託会社等（法第三十九条第一項第一号に規定する信託会社等をいう。）に対して信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務をいう。）として当該株券等の取得を行うことを要請するもの

ホ 外国の法令に準拠して外国において投資運用業又は信託業を営む者に対して投資運用業又は信託業として当該株券等の取得を行うことを要請するもの

ヘ 令第一条の三の三第五号又は第六号に掲げる権利を有する者が当該権利に係る契約に基づく買付けとして当該株券等の取得

を行うことを要請するもの

五|| 株券等を取得することの要請をした者と当該者に当該株券等を譲渡する目的をもって当該要請に基づいて当該株券等を取得した者との関係

六|| 法第二十七条の二十六第一項に規定する重要提案行為等を行うことの要請（第四号イに掲げるものを除く。）をした者と当該要請に基づいて当該重要提案行為等を行った者との関係

（変更報告書を提出する必要がある場合）

第九条 法第二十七条の二十五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二|| 第五条第一項第二号に掲げる株式に係る株券の取得と引換えに交付される株券等の数が将来の一定の時期の市場価額その他の指標に基づき決定される場合において、当該市場価額その他の指標の変動のみによって保有株券等の総数が増加し又は減少するとき。

三|| 「略」

（重要な事項の変更から除外されるもの等）

第九条の二 令第十四条の七の二第一項第五号に規定する軽微なものとして内閣府令で定めるものは、同号イからホまでに掲げる契約の締結又はそれらの内容の変更があった株券等の数を、当該株券等の

「号を加える。」

「号を加える。」

（変更報告書を提出する必要がある場合）

第九条 「同上」

一 「同上」

「号を加える。」

二|| 「同上」

（重要な事項の変更から除外されるもの等）

第九条の二 令第十四条の七の二第一項第五号に規定する軽微なものとして内閣府令で定めるものは、同号イからホまでに掲げる契約の締結又はそれらの内容の変更があった株券等の数を、当該株券等の

発行者の発行済株式の総数又は発行済投資口の総数に当該保有者及び共同保有者の保有する当該株券等（第五条の二各号に掲げる有価証券を除く。）の数を加算した数（次項において「発行済株式総数等」という。）で除して得た割合が百分の一未満のものとする。

2 令第十四条の七の二第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 株券等の保有者若しくはその共同保有者の氏名若しくは名称若しくは住所若しくは所在地又は当該保有者若しくは共同保有者が法人である場合におけるその代表者の変更であつて、当該変更の内容が国内においてインターネットの利用その他の方法により周知されているもの

三 第一号様式及び第三号様式に記載すべき事項のうち、軽微な変更

3 令第十四条の七の二第二項に規定する新株予約権付社債券その他の内閣府令で定める有価証券は、株券等（第五条の二各号に掲げる有価証券を除く。）とする。

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

発行者の発行済株式の総数又は発行済投資口の総数に当該保有者及び共同保有者（令第十四条の七の二第一項第一号に規定する共同保有者をいう。以下同じ。）の保有する当該株券等（第五条の二各号に掲げる有価証券を除く。）の数を加算した数（以下この条において「発行済株式総数等」という。）で除して得た割合が百分の一未満のものとする。

2 「同上」

一 「同上」

「号を加える。」

二 第一号様式及び第三号様式に記載すべき事項のうち、軽微な変更（前号に掲げるものを除く。）

3 令第十四条の七の二第二項に規定する新株予約権付社債券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 新株予約権付社債券

二 新株予約権証券

三 外国の者の発行する証券又は証書で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

「号を削る。」

(特例対象株券等の保有者である金融商品取引業者等の者)

第十一条 法第二十七条の二十六第一項に規定する金融商品取引業者、銀行その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 金融商品取引業者、銀行、信託会社、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫

「二〇四 略」

(保有の態様その他の事情を勘案し特例対象株券等から除外される場合)

第十三条 法第二十七条の二十六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一・二 略」

四 新投資口予約権証券等

(特例対象株券等の保有者である金融商品取引業者等の者)

第十一条 「同上」

一 金融商品取引業者(法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するもの)に限り、法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務を除く。次号において同じ。)を行う者又は投資運用業(法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち法第二十八条第十二号及び第十四号に掲げる行為に限る。次号において同じ。)を行う者に限る。)、銀行、信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫

「二〇四 同上」

(保有の態様その他の事情を勘案し特例対象株券等から除外される場合)

第十三条 「同上」

「一・二 同上」

三 金融商品取引業者等が株券等の取得（共同保有者による取得を含む。以下この号において同じ。）の後における当該金融商品取引業者等が保有する株券等に係る株券等保有割合が百分の十を超えることとなる株券等の取得を行う目的を有する場合

（重要提案行為等となるもの）

第十六条 令第十四条の八の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 資本政策に関する重要な変更（令第十四条の八の二第一項第九号に掲げるものを除く。）

「二・三 略」

四 発行者が発行する株券等の発行者以外の者による取得であつて、当該取得の後に当該発行者以外の者及び当該発行者以外の者と令第十四条の七第一項各号に掲げる関係にある者（同条第二項に規定する場合に該当することにより当該関係にあることとなる者を含む。）が合わせて当該発行者の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。）の数の百分の五十を超える数の議決権（社債等振替法第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は投資口に係る議決権を含む。）に係る株式又は投資口を所有することとなるもの

「号を加える。」

（重要提案行為等となるもの）

第十六条 令第十四条の八の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 資本政策に関する重要な変更（令第十四条の八の二第一項第十号に掲げるものを除く。）

「二・三 同上」

「号を加える。」

第一号様式

【表紙】

【提出書類】(2)

【根拠条文】

【提出先】

【氏名又は名称】(3)

【住所又は本店所在地】(3)

【報告義務発生日】(4)

【提出日】

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

【提出形態】(5)

【変更報告書提出事由】(6)

第1 略

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者(大量保有者)／1】(8)

【1】～(3) 略

(4) 【上記提出者の保有株式等の内訳】(12)

① 【保有株式等の数】

法第27条の第 項

財務(支)局長

年 月 日

年 月 日

第一号様式

【表紙】

【提出書類】(2)

【根拠条文】

【提出先】

【氏名又は名称】(3)

【住所又は本店所在地】(3)

【報告義務発生日】(4)

【提出日】

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

【提出形態】(5)

【変更報告書提出事由】(6)

第1 同左

第2 同左

1 同左

【1】～(3) 同左

(4) 同左

① 同左

法第27条の第 項

財務(支)局長

年 月 日

年 月 日

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等 (株・ 口)				
新株予約権証券又は新投資 口予約権証券等 (株・口)	A	—	H	O
新株予約権付社債券 (株)	B	—	I	P
対象有価証券 カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計 (株・口)	V	W	X	Y
信用取引により譲渡したこ とにより控除する株券等の 数	Z			
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数 (総数) (V + W + X + Y - Z - AA)	AB			
株券 株券預託証券及び株 券信託受益証券のうち保有 潜在株券等の数に加算すべ きものの数	AC			
保有潜在株券等の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N + O + P + Q + R + S + T + U + AC)				

② 株券等保有割合

発行済株式等総数 (株・口) (年 月 日現在)	AD
提出者及び共同保有者の保有潜在株 券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間 で引渡請求権等の権利が存在するも のとして控除する潜在株券等の数	AF

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・ 口)			
新株予約権証券又は新投資 口予約権証券等 (株・口)	A	—	H
新株予約権付社債券 (株)	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したこ とにより控除する株券等の 数	R		
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) (O + P + Q - R - S)	T		
保有潜在株券等の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U		

② [同左]

発行済株式等総数 (株・口) (年 月 日現在)	V
上記提出者の株券等保有割合 (%) (T / (U + V) × 100)	
直前の報告書に記載された株券等保 有割合 (%)	

上記提出者の株券等保有割合 (%) (AB / (AD+AE-AF) × 100)	
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	

【(5)～(7) 略】

第3 【共同保有者に関する事項】 (16)

1 【共同保有者／1】 (17)

(1) [略]

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】 (19)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等 (株・口)				
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	—	H	O
新株予約権付社債券 (株)	B	—	I	P
対象有価証券 カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計 (株・口)	V	W	X	Y
信用取引により譲渡したことに により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数 (総数) (V + W + X + Y - Z - AA)	AB			
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有 潜在株券等の数に加算すべ きものの数	AC			

【(5)～(7) 同左】

第3 【同左】

1 【同左】

(1) [同左]

(2) [同左]

① [同左]

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	—	H
新株予約権付社債券 (株)	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したことに により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) (O + P + Q - R - S)	T		
保有潜在株券等の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U		

保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F +G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R +S+T+U+AC)	
---	--

② 【株券等保有割合】	
発行済株式等総数 (株・口) (年 月 日現在)	AD
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして排除する潜在株券等の数	AF
上記共同保有者の株券等保有割合 (%) (AB / (AD+AE-AF) × 100)	
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 [略]

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】 (2)

(1) 【保有株券等の数】

② 【同左】	
発行済株式等総数 (株・口) (年 月 日現在)	V
上記提出者の株券等保有割合 (%) (T / (U+V) × 100)	
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	

第4 [同左]

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等 (株・ 口)				
新株予約権証券又は新投資 口予約権証券等 (株・口)	A	—	H	O
新株予約権付社債券 (株)	B	—	I	P
対象有価証券 カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計 (株・口)	V	W	X	Y
信用取引により譲渡したこ とにより控除する株券等の 数	Z			
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数 (総数) (V + W + X + Y - Z - AA)	AB			
株券 株券預託証券及び株 券信託受益証券のうち保有 潜在株券等の数に加算すべ きものの数	AC			
保有潜在株券等の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N + O + P + Q + R + S + T + U + AC)				

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (年 月 日現在)	AD
提出者及び共同保有者の保有潜在株 券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間 で引渡請求権等の権利が存在するも のとして控除する潜在株券等の数	AF

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・ 口)			
新株予約権証券又は新投資 口予約権証券等 (株・口)	A	—	H
新株予約権付社債券 (株)	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したこ とにより控除する株券等の 数	R		
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) (O + P + Q - R - S)	T		
保有潜在株券等の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U		

(2) 【同左】

発行済株式等総数 (株・口) (年 月 日現在)	V
上記提出者の株券等保有割合 ($(T \div (U + V)) \times 100$) (%)	
直前の報告書に記載された株券等保 有割合 (%)	

上記提出者の株券等保有割合 (%) (AB / (AD+AE+AF) × 100)	
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	

(3) [略]

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

[a・b 略]

c 会社の株券等が漸次に金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されたことにより、大量保有者となった者は、当該上場又は登録の日から5日（日曜日及び令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。）以内にこの報告書を提出すること。

[d・e 略]

[2)～(9) 略]

(10) 保有目的

a [純投資]、「政策投資」、「重要提案行為等を行うこと」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。複数ある場合にはその全てを記載すること。

b 重要提案行為等（法第27条の26第1項に規定する重要提案行為等をいう。b、(11)及び(14)aにおいて同じ。）を現に行い、又は行うことを予定している場合には、その内容（例えば、当該重要提案行為等の具体的な内容、当該重要提案行為等を行う時期、当該重要提案行為等を行う条件、当該重要提案行為等の目的）について、できる限り具体的に記載すること。複数ある場合にはその全てを記載すること。

c 株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為（保有株券等の総数を増加させない行為を除く。）を行うことについての決定（報告書の提出者が法人である場合にあっては、その業務執行を決定する機関の決定）をしている場合には、その内容（例えば、取得を行う株券等の種類、時期、取得価格、数量、取得の目的、取得の方法、取得の相手方）をできる限り具体的に記載すること。大量保有報告書の提出又は株券等保有割合の増加を提出事由とする変更報告書の提出をする場合であつて、これらの報告書の提出又は義務が発生した日から3月以内に株券等保有割合を100分の5を超える割合増加させる行為（保有株券等の総数を増加させない行為を除く。）を行うことを予定している場合も、同様とする。

(11) [略]

(12) 上記提出者の保有株券等の内訳

a 保有株券等の内訳は、その日の取引が全て終了した後に提出者が保有する株券等の状況により記載すること。その場合、株券については第5条に規定するところにより計算した株式の数、投資証券等については投資口の数を、株券及び投資証券等以外のものについては第5条に規定する数を記載すること。ただし、新株予約権又は新投資口予約権の行使又は転換の請求をすることができる期間を経過しているものは、保有する株券等の数には含まないで記載すること。

なお、発行者において株式分割等又は株式併合等を行っており、効力が発生していない場合において、保有株券等の数は権利落日にそれぞれ増加又は減少するものとみなして保有株券等の数を記入することとする。

b [略]

c 「法第27条の23第3項第1号」欄には、金銭の借付契約その他の契約又は法律の規定に基づき、

(3) [同左]

(記載上の注意)

(1) [同左]

[a・b 同左]

c 会社の株券等が漸次に金融商品取引所に上場され、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されたことにより、大量保有者となった者は、当該上場又は登録の日から5日（日曜日及び令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。）以内にこの報告書を提出すること。

[d・e 同左]

[2)～(9) 同左]

(10) [同左]

a [純投資]、「政策投資」、「重要提案行為等を行うこと」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。複数ある場合にはその全てを記載すること。

(11) [同左]

(12) [同左]

a 保有株券等の内訳は、その日の取引が全て終了した後に提出者が保有する株券等の状況により記載すること。その場合、株券については第5条に規定するところにより計算した株式の数、投資証券等については投資口の数を、株券及び投資証券等以外のものについては第5条に規定する数を記載すること。ただし、株券以外のものについては、新株予約権又は新投資口予約権の行使又は転換の請求をすることができる期間を経過しているものは、保有する株券等の数には含まないで記載すること。

なお、発行者において株式分割等又は株式併合等を行っており、効力が発生していない場合において、保有株券等の数は権利落日にそれぞれ増加又は減少するものとみなして保有株券等の数を記入することとする。

b [同左]

c 「法第27条の23第3項第1号」欄には、金銭の借付契約その他の契約又は法律の規定に基づき、

株券等の発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することができる権限又は議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限を有する株券又は投資証券等（b）及びdに掲げるものを除く。）であって、当該発行者の事業活動を支配する目的をもって保有するものの数を記載すること。

d 「法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号」欄には、投資（任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、投資をするのに必要な権限を有する株券等（b）に掲げるものを除く。）の数を記載すること。

e 「法第 27 条の 23 第 3 項第 3 号」欄には、法第 27 条の 23 第 3 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定により、株券等に係るデリバティブ取引に係る権利を有する者が保有者となるものとみなされる株券等（b から d までに掲げるものを除く。）の数を記載すること。

f ～ k [略]

1 信用取引において、顧客（金融商品取引業者（法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者をいう。1 において同じ。）を含む。）が金融商品取引業者から株券の貸付けを受けたことにより、当該金融商品取引業者に対して返還義務を有する場合には、当該借入株券の数に相当する数を「信用取引により譲渡したことにより排除する株券等の数」欄に記載すること。ただし、「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして排除する株券等の数」欄において記載すべき数を除く。

2 保有者が共同保有者に対して令第 14 条の 6 の 2 各号に掲げる権利を有する株券等がある場合には、当該株券等の数を「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして排除する株券等の数」欄に記載すること。

3 保有する株券、株券預託証券において表示される権利に係る株券又は株券信託受益証券の受託有価証券である株券が第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる株式に係る株券である場合において、同号に定める数から当該株式の数を排除した数を「株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数」欄に記載すること。

4 提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数の合計を「提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数」欄に記載すること。

5 提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数に含まれる株券等であって、令第 14 条の 6 の 2 各号に掲げる権利を保有者が共同保有者に対して有し、又は共同保有者が保有者若しくは他の共同保有者に対して有するものがある場合には、当該株券等の数の合計を「保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして排除する潜在株券等の数」欄に記載すること。

6 株券等を共有（民法第 249 条に規定する共有をいう。g 及び h において同じ。）により保有する場合は、共有持分を自分の所有として記載すること。また、共有者は、原則として、共同保有者に該当することとなるので、共有者の共有持分は共同保有者の保有株券等として記載すること。ただし、共有により保有する株券等について、議決権の行使権限若しくはその指図権限又は投資権限を委任されているような場合は、その分は自己保有分として記載すること。

7 [略]

8 [略]

(14) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

a 株券等に関する売買契約（契約を締結した日から 5 日以内に受渡しを行うものを除く。）、貸借契約、担保契約（提出者が担保権者であるものを除く。）、オプションに係る契約、売戻し契約、売り予約、買戻し契約、買い予約、次に掲げる場合その他の将来の株券等の移動に関する重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類（貸借契約の場合には、貸借の別を含む。）、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等当該契約又は取決めの内容を記載すること。なお、当該契約の相手方と締結している契約の対象となっている株券等の数を第 9 条の 2 第 1 項に規定する発行

株券等の発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することができる権限又は議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限を有する株券又は投資証券等（所有権又は投資をするのに必要な権限を有するものを除く。）であって、当該発行者の事業活動を支配する目的をもって保有するものの数を記載すること。

d 「法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号」欄には、投資（任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、投資をするのに必要な権限を有する株券等（所有権を有するものを除く。）の数を記載すること。

[加える。]

e ～ i [同左]

k 信用取引において、顧客（金融商品取引業者（第 4 条第 3 号に規定する金融商品取引業者をいう。以下この号において同じ。）を含む。）が金融商品取引業者から株券の貸付けを受けたことにより、当該金融商品取引業者に対して返還義務を有する場合には、当該借入株券の数に相当する数を「信用取引により譲渡したことにより排除する株券等の数」欄に記載すること。ただし、「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして排除する株券等の数」欄において記載すべき数を除く。

1 法第 27 条の 23 第 4 項の規定により保有者及び共同保有者の間で引渡請求権その他の令第 14 条の 6 の 2 各号で定める権利が存在する株券等がある場合には、当該株券等の数を「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして排除する株券等の数」欄に記載すること。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

2 株券等を共有（民法第 249 条に規定する共有をいう。以下この g 及び h において同じ。）により保有する場合は、共有持分を自分の所有として記載すること。また、共有者は、原則として、共同保有者に該当することとなるので、共有者の共有持分は共同保有者の保有株券等として記載すること。ただし、共有により保有する株券等について、議決権の行使権限若しくはその指図権限又は投資権限を委任されているような場合は、その分は自己保有分として記載すること。

3 [同左]

4 [同左]

(14) [同左]

保有株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売り予約その他の重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等当該契約又は取決めの内容を記載すること。

株券等を組合又は出等の業務執行組合員等として保有している場合、共有している場合には、その旨記載すること。

済株式総数等で除して得た割合が 100 分の 1 未満である場合における当該契約の相手方の記載に当たっては、相手方の属性のみを記載しても差し支えない。また、第 11 条第 4 号に規定する金融商品取引業者等（重要提案行為等を行うことを保有の目的とする者を除く。）がその業務に関して顧客との間で締結する契約の記載に当たっては、その契約の種類ごとに、契約の相手方の数、契約の対象となっている株券等の数量の合計のみを記載しても差し支えない。

(a) 当該提出者による株券等の譲渡その他の処分について当該契約の相手方の事前の承諾を要する旨の合意

(b) 当該提出者が一定の株券等保有割合を超えて株券等を保有することを制限する旨の合意

(c) 株券等の発行その他の行為が当該提出者の株券等保有割合の減少を伴うものである場合に、当該提出者がその株券等保有割合に応じて当該株券等を引き受けることができる旨の合意

(d) 契約が終了した場合に、当該契約の相手方が当該提出者に対しその保有株券等を当該契約の相手方（当該契約の相手方が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨又は当該提出者が当該契約の相手方に対しその保有株券等を当該提出者（当該提出者が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨の合意

(e) 契約が終了した場合に、当該契約の相手方が当該提出者に対しその保有株券等を買収することを請求することができる旨又は当該提出者がその保有株券等を当該契約の相手方に対しその保有株券等を買収することを請求することができる旨の合意

b 報告書の提出者が、法第 27 条の 23 第 3 項第 3 号に該当する者である場合には、当該デリバティブ取引の種類、相手方、決済日又は権利行使期間若しくは取引期間等当該デリバティブ取引の内容を記載すること。なお、当該取引の相手方と締結している契約の対象となっている株券等の数を第 9 条の 2 第 1 項に規定する発行済株式総数等で除して得た割合が 100 分の 1 未満である場合における当該取引の相手方の記載に当たっては、相手方の属性のみを記載しても差し支えない。

c 報告書の提出者が、発行者が発行する株券等の他の保有者（提出者と令第 14 条の 7 第 1 項各号に掲げる関係にある者を除く。）と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当該発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合には、当該合意の内容を記載すること。

d 報告書の提出者（発行者の完全親会社（会社法第 847 条の 2 第 1 項に規定する完全親会社をいう。）を除く。）と発行者（当該発行者が子会社の経営管理を行う業務を主たる業務とする会社である場合にあっては、当該発行者又はその連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）第 2 条第 4 号に規定する連結子会社をいう。））。d)において同じ。）との間で次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合には、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日及び当該合意の内容を含む。）及び当該合意の目的を具体的に記載すること。

(a) 当該発行者の役員について候補者を指名する権利を当該提出者が有する旨の合意

(b) 当該提出者による議決権の行使に制限を定める旨の合意

(c) 当該発行者の株主総会又は取締役会（当該発行者が投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 12 項に規定する投資法人をい、同条第 25 項に規定する外国投資法人を含む。）の場合にあっては、投資主総会又は役員会）において決議すべき事項について当該提出者の事前の承諾を要する旨の合意

e 株券等を組合若しくは社団等の業務執行組合員等として保有している場合又は共有している場合等には、その旨記載すること。

[13～18 略]

[15～18 同左]

(19) 上記共同保有者の保有株券等の内訳 a 共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第2 提出者に関する事項」の「(4) 上記提出者の保有株券等の内訳」に準じて記載すること。 b この場合において、「共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数」欄には、共同保有者が保有者又は他の共同保有者に対して令第14条の6の2各号に掲げる権利を有する株券等の数を記載すること。 [20～(22) 略]		(19) [同左] 共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第2 提出者に関する事項」の「(4) 上記提出者の保有株券等の内訳」に準じて記載すること。 [20～(22) 同左]	
第三号様式		第三号様式	
【表紙】		【表紙】	
【提出書類】	法第27条の26第__項	【提出書類】	法第27条の26第__項
【根拠条文】	__財務（支）局長	【根拠条文】	__財務（支）局長
【提出先】		【提出先】	
【氏名又は名称】		【氏名又は名称】	
【住所又は本店所在地】		【住所又は本店所在地】	
【報告義務発生日】	年 月 日	【報告義務発生日】	年 月 日
【提出日】	年 月 日	【提出日】	年 月 日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】		【提出者及び共同保有者の総数(名)】	
【提出形態】		【提出形態】	
【変更報告書提出事由】		【変更報告書提出事由】	
第1 [略]		第1 [同左]	
第2 【提出者に関する事項】		第2 [同左]	
1 【提出者（大量保有者）／1】		1 [同左]	
[1]・(2) 略		[1]・(2) 同左]	
(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】		(3) [同左]	
① 【保有株券等の数】		① [同左]	

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等 (株・ 口)				
新株予約権証券又は新投資 口予約権証券等 (株・口)	A	—	H	O
新株予約権付社債券 (株)	B	—	I	P
対象有価証券 カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計 (株・口)	V	W	X	Y
信用取引により譲渡したこ とにより控除する株券等の 数	Z			
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数 (総数) (V + W + X + Y - Z - AA)	AB			
株券、株券預託証券及び株 券信託受益証券のうち保有 潜在株券等の数に加算すべ きものの数	AC			
保有潜在株券等の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N + O + P + Q + R + S + T + U + AC)				

② 株券等保有割合

発行済株式等総数 (株・口) (年 月 日現在)	AD
提出者及び共同保有者の保有潜在株 券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間 で引渡請求権等の権利が存在するも のとして控除する潜在株券等の数	AF

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・ 口)			
新株予約権証券又は新投資 口予約権証券等 (株・口)	A	—	H
新株予約権付社債券 (株)	B	—	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したこ とにより控除する株券等の 数	R		
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) (O + P + Q - R - S)	T		
保有潜在株券等の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U		

② 同左

発行済株式等総数 (株・口) (年 月 日現在)	V
上記提出者の株券等保有割合 (%) (T / (U + V) × 100)	
直前の報告書に記載された株券等保 有割合 (%)	

上記提出者の株券等保有割合 (%) (AB) / (AD+AE-AF) × 100)	
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	

(4) [略]

第3 【共同保有者に関する事項】

1 【共同保有者／1】

(1) [略]

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等 (株・口)				
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	—	H	O
新株予約権付社債券(株)	B	—	I	P
対象有価証券 カバードラメント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計 (株・口)	V	W	X	Y
信用取引により譲渡したことに により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数 (総数) (V+W+X+Y-Z-AA)	AB			
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有 潜在株券等の数に加算すべ きものの数	AC			

(4) [同左]

第3 [同左]

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

① [同左]

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	—	H
新株予約権付社債券(株)	B	—	I
対象有価証券 カバードラメント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したことに により控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R-S)	T		
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F +G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R +S+T+U+AC)	
---	--

② 【株券等保有割合】	
発行済株式等総数 (株・口) (年 月 日現在)	AD
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして排除する潜在株券等の数	AF
上記共同保有者の株券等保有割合 (%) (AB / (AD+AE-AF) × 100)	
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 [略]

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

② 【同左】	
発行済株式等総数 (株・口) (年 月 日現在)	V
上記提出者の株券等保有割合 (%) (T / (U + V) × 100)	
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)	

第4 【同左】

1 【同左】

2 【同左】

(1) 【同左】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等 (株・ 口)				
新株予約権証券又は新投資 口予約権証券等 (株・口)	A	—	H	O
新株予約権付社債券 (株)	B	—	I	P
対象有価証券 カバードフロント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計 (株・口)	V	W	X	Y
信用取引により譲渡したこ とにより控除する株券等の 数	Z			
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数 (総数) (V + W + X + Y - Z - AA)	AB			
株券、株券預託証券及び株 券信託受益証券のうち保有 潜在株券等の数に加算すべ きものの数	AC			
保有潜在株券等の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N + O + P + Q + R + S + T + U + AC)				

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (年 月 日現在)	AD
提出者及び共同保有者の保有潜在株 券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間 で引渡請求権等の権利が存在するも のとして控除する潜在株券等の数	AF

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・ 口)			
新株予約権証券又は新投資 口予約権証券等 (株・口)	A	—	H
新株予約権付社債券 (株)	B	—	I
対象有価証券 カバードフロント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O	P	Q
信用取引により譲渡したこ とにより控除する株券等の 数	R		
共同保有者間で引渡請求権 等の権利が存在するものと して控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) (O + P + Q - R - S)	T		
保有潜在株券等の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L + M + N)	U		

(2) 【同左】

発行済株式等総数 (株・口) (年 月 日現在)	V
上記提出者の株券等保有割合 (%) (T / (U + V) × 100)	
直前の報告書に記載された株券等保 有割合 (%)	

